

令和 5 年度各地域包括支援センターにおける
法定外研修実施状況について

〔公開資料〕

令和 6 年度 第 1 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和6年7月17日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

法定外研修の実施について

- ・地域包括支援センターでは、包括的継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、介護支援専門員を対象とした様々な研修を数多く実施しており、各地域包括支援センターにおいて、令和５年度で349件（主催：242件、共催：107件）の研修を実施。
- ・一方で、主任介護支援専門員が資格更新のために受講する「大阪府主任介護支援専門員更新研修」があるが、その受講要件に、「法定外研修の受講」が規定されている。（詳細は裏面。）
- ・過去、運営協議会の場などにおいて、「市内における法定外研修の開催が非常に少なく、受講の機会が限られるため主任介護支援専門員が困っている。」との意見があり、地域包括支援センターが日頃実施している様々な研修について、可能なものは法定外研修へ位置づけることにより、新たに受講の機会が確保できること、また、地域包括支援センターが法定外研修を開催することで、日常的に関係性が構築できている主任介護支援専門員がより参加しやすい状況となることから、各地域包括支援センターに対して、研修内容や法定外研修を開催する際の関連手続き等について、情報提供や説明を行うなど、法定外研修開催への協力依頼を行ってきた。
- ・また、令和５年度には、包括業務の負担軽減を図るため実施した、自立支援型ケアマネジメント検討会議にかかる業務の見直しにおいて、「自立支援型ケアマネジメント検討会議 小会議（※）」を法定外研修へ位置づけることを可能としたところであり、地域の主任介護支援専門員が参加しやすい会議となるよう、改善を図ってきたところである。
- ・この結果、各年度の法定外研修の開催は増加傾向となっているところであるが、本市が行う法定外研修と合わせ、主任介護支援専門員がより参加しやすい状況となるよう、引き続き法定外研修の開催に関する支援等に努めていくこととする。

（※）自立支援型ケアマネジメント検討会議小会議
各包括圏域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、主に、自立支援型ケアマネジメント検討会議において検討した内容等の共有を行う会議。

○ 地域包括支援センターにおける法定外研修開催状況

	開催包括数	実施回数
令和３年度	9包括	11回
令和４年度	11包括	15回
令和５年度	20包括	25回

- 25回開催のうち、
 - ・法定外研修を単独で実施したもの ：17回
 - ・自立支援型ケアマネジメント検討会議 小会議（法定外研修と位置づけ）：8回
- 開催方法は、
 - ・包括単独開催 ：14回 （56%）
 - ・合同開催 ：11回 （44%）（共催相手：介護支援専門員協会支部、区内他包括、リハビリテーション連絡会）

法定外研修の実施について（参考）

法定外研修（資質向上研修）は、大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当。

1 研修実施機関

都道府県、市町村、くすのき広域連合、地域包括支援センター、介護支援専門員にかかる職能団体（支部も含む）、大阪府介護支援専門員法定研修の指定団体

2 研修内容

専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの。（※31の研修カテゴリー基準に基づくもの。）

※研修実施機関が実施する専門的な研修の実施について、大阪介護支援専門員協会のホームページへ登録。

【参考：大阪府主任介護支援専門員更新研修制度】

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持向上を図ることを目的とする。

（受講対象）

- 1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- 2 **地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者**
- 3 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- 4 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- 5 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- 6 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- 7 その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者